

【貯金事業】

退職して共済組合の組合員の資格を喪失された方は、原則として貯金事業を利用することはできませんが、共済組合の任意継続組合員になった場合は在職中と同じように貯金事業を利用することができます。

ただし、在職中に行っていた給料又は賞与から控除する定例貯金はできなくなりますので、定例貯金をされていた方は「変更届」により定例貯金の一時中止を届け出てください（給料と賞与からの両方の貯金をされていた方は、それぞれに「変更届」の提出が必要です。）。

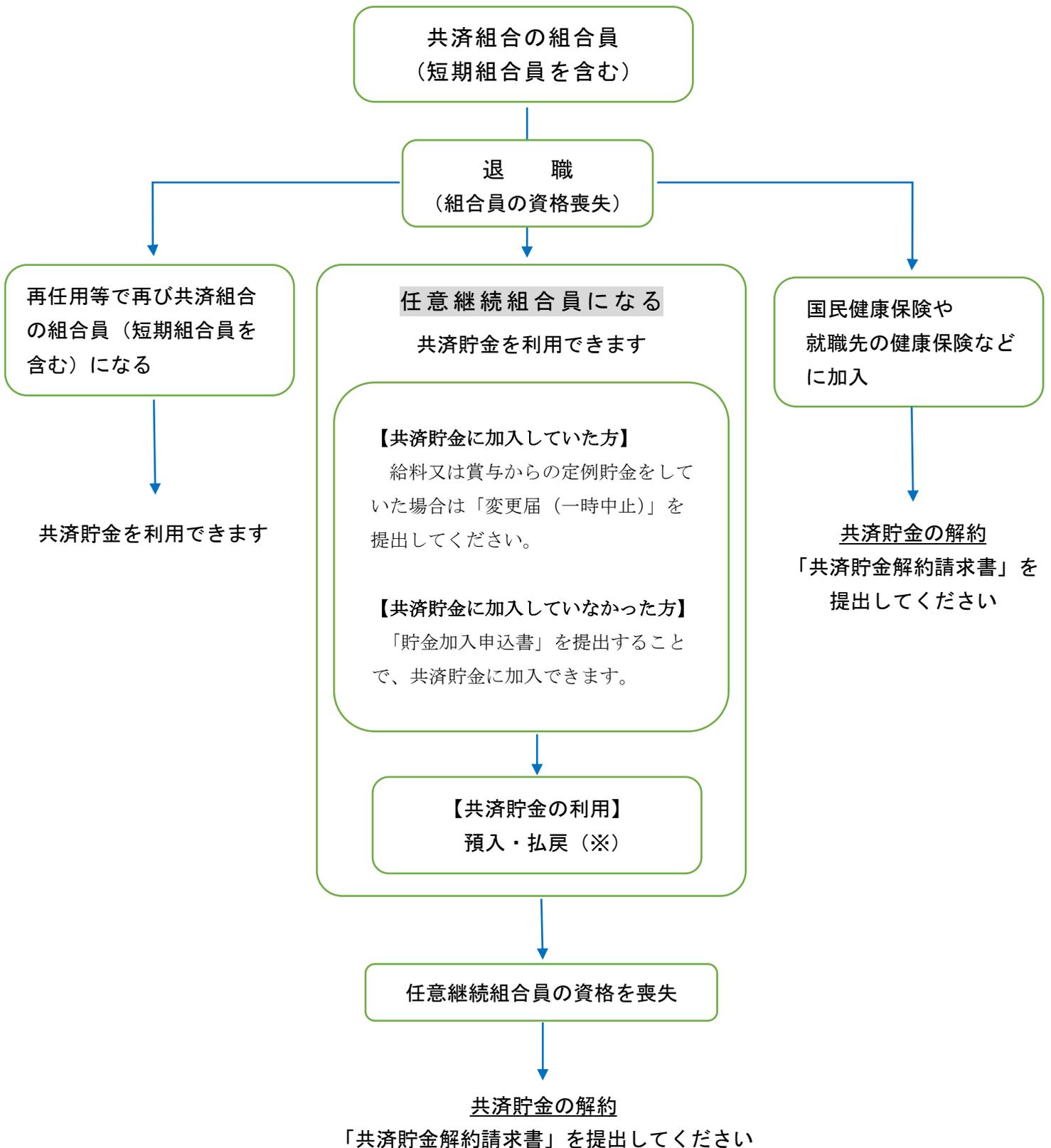
預入する場合…「臨時増額貯金払込通知書」の用紙を使用して、払込取扱金融機関（伊予銀行、愛媛銀行）の窓口でお振込みください。

払戻する場合…「共済貯金払戻請求書」を共済組合に提出（郵送可）してください。
原則として、払戻（毎週火曜日までに共済組合で受付した払戻請求書）は毎週金曜日に送金していますが、業務の都合により締切日・送金日を変更することがありますので、**「共済貯金払戻スケジュール」**をご確認ください。

なお、退職後（組合員の資格喪失後）、任意継続組合員にならなかった場合や任意継続組合員でなくなった場合は解約となります。速やかに「共済貯金解約請求書」を共済組合に提出してください。解約金（貯金残高）は原則として請求月の月末までに送金することとしていますが、月の下旬に請求書が提出された場合は、当月内に送金できないことがありますのでご了承ください。

※ 請求書等の用紙が必要な場合は、共済組合経理課 貯金係 (TEL:089-945-6316)までご連絡ください。

退職後（組合員の資格喪失後）の共済貯金



(※) 払戻の年間予定表はこちら → [「共済貯金払戻スケジュール」](#)

【貸付事業 及び 物資供給事業】

退職して共済組合の組合員の資格を喪失された方は、貸付事業及び物資供給事業を利用することはできません。退職時に未償還金がある場合は、退職手当金から償還していただき、なお不足するときは、自己資金等で速やかに全額を償還していただくこととなります。

なお、貸付事業において団体信用生命保険事業に加入されている方は、既に納めた特約保証料等のうち、未経過月数分の保証料等について返還される場合がありますので、しばらくの間、届出口座を解約しないようにしてください。